【聴覚 3級 総括表】

聴覚障害3級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合

(人数150人)

配慮·改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	94	63%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	54	36%
			口話、手話、筆談、身ぶり等による意思伝達	10	7%
			健常社員向けの手話教室・講習会の開催	9	6%
2 障害者への教育・訓練	53	35%	先輩や上司が実務指導	24	16%
			OJTを基本にした職場教育	10	7%
3 家族との連携	32	21%	ファックスや電話による緊急時等の連絡態勢	17	11%
4 相談員、カウンセラーの配置	28	19%	障害者職場生活相談員の選任、配置	12	8%
			上司、事務長などが適宜相談を受ける	12	8%
5 管理職及び職員の教育、啓蒙	27	18%	ミーティング等で、障害者理解を促進	8	5%
6 通勤への配慮	23	15%	通勤用送迎バスを使用	13	9%
7 労働条件への配慮	19	13%	労働時間短縮、残業の規制	8	5%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

手話通訳者の配置 (コミュニケーションへの配慮)

手話サークルの設置 (コミュニケーションへの配慮)

手話通訳者の育成 (コミュニケーションへの配慮)

ファックスによる連絡 (コミュニケーションへの配慮)

ホワイトボードや筆記具の設置 (コミュニケーションへの配慮)

手話の出来る生活相談員が随時相談を受ける(コミュニケーションへの配慮)

筆談による定期的な面談を実施 (コミュニケーションへの配慮)

本人は補聴器を使用しているので聴きとりやすいよう注意して対話 (コミュニケーションへの配慮)

手話通訳者を介して訓練(障害者への教育・訓練)

手話の出来る相談員の配置(相談員、カウンセラーの配置)

手話習得者によるインフォーマルなコミュニケーションの実施(相談員、カウンセラーの配置)

寮にパトライトやファックスを設置(住宅への配慮)

マンツーマンで筆談を用いて指導(職場介助者等作業補助者の配置)

手話のできるスーパーバイザーを配置 (職場介助者等作業補助者の配置)

各種機器の作動確認や異常発生をランプで標示(就労機器(製造部門機器)の改善)

ファックスの設置 (コミュニケーション機器の導入)

筆談用筆記用具等の常備(コミュニケーション機器の導入)

休憩室にファックスを設置(休憩・休養室等の改善)

情報の伝達用掲示板の設置 (休憩・休養室等の改善)

通路を白線で表示し、目視可能にする(廊下・通路の改善)

無人台車にパトライトを設置(建物に関する他の改善)

聴覚障害3級 技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 357 人数 150

配慮·改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	人致	150
建物の改善	7				
廊下・通路の改善	1	0.7%	通路を白線で表示し、目視可能とした		1
避難施設の改善	3	2.0%	職場や寮に非常用ランプを設置(避難口のパトライト設置も含む)		2
			避難口の標識をより鮮明にする		1
建物に関する他の改善	1	0.7%	無人台車にパトライトを設置		1
休憩・休養室等の改善	2	1.3%	ファックスの設置 情報の伝達用掲示板の設置		1
作業の改善	27				
作業工程の改善	3	2.0%	物の置場所が目でわかるよう、文字表示する 作業経験の長い者の管理指導		2
安全設備の改善	9	6.0%	異常警報用のパトライトを設置		6
			危険立入禁止区域を光表示 		1
			職場内の標識を正確にする 誘導灯の整備 非常口の改善		1
就労機器(製造部門機器)の改善	5	3.3%	機器の作動状態やトラブル発生をランプ表示にした		4
			ペアー作業者への合図用ブザーを取付け予定		1
新規に職域を拡大	4	2.7%	加工食品部門		1
			基礎化粧品の工程検査 自販機・特機関係の電気機器組立		1 1
			二級品の整理アソート、作業実績のコンピュターへのインプット		1
コミュニケーション機器の導入	5	3.3%	ファックスの設置		4
			筆談用筆記用具等の常備		1
その他補完機器の導入	1	0.7%	パトライトの設置		1
その他の労働環境への配慮	680				
勤務時間	7	4.7%	時差出退勤・フレックスタイム制		4
			労働時間短縮、残業の規制 家庭の都合、本人の状況を考慮し、勤務形態を決定		2 1
通勤への配慮	23	15.3%	通勤用送迎バスを使用		13
			通勤手当の支給		5
			交通安全指導の実施		2
			自家用自動車通勤を許可 自宅に近い店舗に配属		2 1
住宅への配慮	14	9.3%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供		9
			寮にパトライトやファックスを設置した		3
			会社取引先不動産業者への紹介及び財形貯蓄加入の紹介 業者紹介		1
家族との連携	32	21.3%	ファックスや電話による緊急時等の連絡態勢		17
			定期的に就労状況の報告等を行う		3

相談員、カウンセラーの配置	20	18.7%	家庭訪問の実施会社の行事に家族を招待個人面談の実施(年1回)生活相談員、職安職員等が連絡をとっている帰郷する時には家族に電話で知らせる電話による近況報告入社前の懇談会(家族と職場の上司・先輩)実施父母の職場見学会の実施	2 2 2 2 1 1 1 1
16成長、ガランセラ 切出値	20	10.7%	障害者職場生活相談員の選任、配置 上司、事務長などが適宜相談を受ける 保健婦による健康相談の実施 手話の出来る相談員の配置 手話習得者によるインフォーマルなコミュニケーションの実施	12 12 2 1
健康管理への配慮	13	8.7%	年2回定期健康診断・人間ドック・早期受診・検診の実施 顔色や作業態度等、日常的な観察で健康状態をチェック 工場の診療所を相談窓口に指定	11 1 1
労働条件への配慮	19	12.7%	労働時間短縮、残業の規制 障害が影響しない業務に配属 交替勤務の職場へは配置しないようにしている ミーティングや個人面談等で意見を聴取 健常者とペアーで作業させる 能力に合った作業フォーメーションの実施 手話の可能者を配置	8 5 2 1 1 1
コミュニケーションへの配慮	94	62.7%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加口話、手話、筆談、身ぶり等による意思伝達健常社員向けの手話教室・講習会の開催手話通訳者の配置朝礼、会議、旅行等のときに限り手話通訳を実施手話サークルの設置手話通訳者の育成ファックスによる連絡ホワイトボードや筆記具の設置健常者との対話、交流の促進手話の出来る生活相談員が随時相談を受ける手話可能者が各種連絡事項等のコミュニケーションを行っている筆談による定期的な面談を実施本人は補聴器を使用しているので聴きとりやすいよう注意して対話	54 10 9 5 5 2 2 1 1 1 1
職場介助者等作業補助者の配置	13	8.7%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なうマンツーマンで筆談を用いて指導 一定期間専任の介助者を配置 各ポジションに介助者を配備 緊急非難に於ける誘導を安全衛生委員に義務づけている 作業グループの中に必ず健常者を配置 手話のできるスーパーバイザーを配置 特定の社員を作業指導員として配置	6 1 1 1 1 1 1
管理職及び職員の教育、啓蒙	27	18.0%	ミーティング等で、障害者理解を促進 手話教室・講習会等への参加を奨励 管理者研修会の中に障害者に関する教育を盛り込む 管理者自ら障害者雇用の必要性を認識し障害者の管理体制を 整える	8 7 2 2

		社内で勉強会を行う	2
		障害者関係資料の配付・施設の見学等	2
		人権研修や障害者懇談会への参加	2
		地域の福祉活動に参加	2
障害者への教育・訓練	53 35.3%	先輩や上司が実務指導	24
		OJTを基本にした職場教育	10
		手話通訳者を介して訓練	3
		専任の指導員による指導	3
		安全衛生教育の実施	2
		作業遂行に必要な知識技能のマンツ―マン指導と分り易い資 料作成	2
		標準作業書による作業指導	2
		パソコン教室等、一般教養講座の実施	1
		マニュアルを用いた教育訓練の実施	1
		会社の補助のもとに通信教育を実施している	1
		計画的に職場定着推進チームによる指導、QCサークル活動の 実施	1
		採用時導入教育の実施	1
		職場内での手話普及に留意している	1
		早い時期の適材適所を見つける為、職場を廻らせる	1

【聴覚 4級 総括表】

聴覚障害4級

事務的職業の場合 (人数17人)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)		件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	11	65%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	4	24%
			周囲の理解とコミュニケーションの円滑化をはかる	1	6%
			職場の雰囲気に配慮し話し易い環境づくりに努める	1	6%
			生活相談員等による対話の工夫	1	6%
2 健康管理への配慮	6	35%	年2回定期健康診断・人間ドック・早期受診・検診の実施	2	12%
			医師、保健婦よる健康談話の聴取	1	6%
			医務室を利用し易くして、相談員との交流を活発にする	1	6%
			月1回の定期検診受診	1	6%
			健康管理センターを設置し週3回診察相談	1	6%
3 障害者への教育・訓練	6	35%	OJTを基本にした職場教育	3	18%
			1年に2回の個別面談を実施	1	6%
			基本知議の教育を個別に実施	1	6%
	_		社内研修に参加	1	6%
4 労働条件への配慮	5	29%	労働時間短縮、残業の規制	3	18%
			障害に影響のない職場への配置	2	12%
5 相談員、カウンセラ―の配置	4	24%	障害者職場生活相談員の選任、配置	2	12%
			医務室を設置して看護婦を常駐させる	1	6%
	0	1.00	上司、事務長などが適宜相談を受ける	1	6%
6 通勤への配慮	2	12%	通勤用送迎バスを使用	1	6%
			時差出退勤	1	6%

[聴覚 4級 詳細表]

聴覚障害4級

事務的職業 件数 35 人数 17 配慮·改善事項 件 頻度(%) 具体的内容 作業の改善 就労機器(事務機器)の改善 電話器の受信音を大きくした 5.9% 新規に職域を拡大 1 5.9% 検品業務・伝票の検印 1 その他の労働環境への配慮 勤務時間 勤務時間の短縮 5.9% 通勤への配慮 2 11.8% 通勤用送迎バスを使用 1 時差出退勤 家族との連携 1 5.9% 緊急連絡先の登録(同居の家族、親せき、近所等3段階)1年 更新 相談員、カウンセラーの配置 障害者職場生活相談員の選任、配置 4 23.5% 2 医務室を設置して看護婦を常駐させている 上司、事務長などが適宜相談を受ける 健康管理への配慮 6 35.3% 年2回定期健康診断・人間ドック・早期受診・検診の実施 医師、保健婦よる健康談話の聴取 医務室を利用し易くして、相談員との交流を活発にしている 月1回の定期検診受診 健康管理センターを設置し週3回診察相談 労働条件への配慮 5 29.4% 労働時間短縮、残業の規制 3 障害に影響のない職場への配置 2 コミュニケーションへの配慮 11 64.7% レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 4 周囲の理解とコミュニケーションの円滑化をはかる 職場の雰囲気に配慮し話し易い環境づくりにつとめている。 生活相談員等による対話の工夫 管理職及び職員の教育、啓蒙 1 5.9% 人権研修や障害者懇談会への参加 障害者への教育・訓練 6 35.3% OJTを基本にした職場教育 3 1年に2回の個別面談を実施 1 基本知議の教育を個別に実施 1 社内研修に参加 1

【聴覚 4級 総括表】

聴覚障害4級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合

(人数67人)

		頻度			頻度
配慮·改善事項	件	(%)	具体的内容	件	(%)
1 コミュニケーションへの配慮	33	49%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	22	33%
2 家族との連携	16	24%	出勤状況、勤務態度に変化があった場合、家族と連絡 をとる	4	6%
			電話による緊急時等の連絡態勢	4	6%
3 障害者への教育・訓練	16	24%	OJTを基本にした職場教育	4	6%
4 管理職及び職員の教育、啓蒙	15	22%	(ミーティング等で障害者理解を促進等)		
5 通勤への配慮	13	19%	通勤用送迎バスを使用	7	10%
			自家用自動車通勤を許可	4	6%
6 相談員、カウンセラーの配置	11	16%	障害者職場生活相談員の選任、配置	5	7%
			上司、事務長などが適宜相談を受ける	4	6%
7 労働条件への配慮	8	12%	(労働時間の短縮、残業の規制等)		

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

寮にパトライトやファックスを設置(住宅への配慮) 休憩室にファックスを設置(休憩・休養室等の改善) 物の置場所が目でわかるよう、文字で表示(作業工程の改善) 異常警報用のパトライトを設置(安全設備の改善) ファックスの設置(コミュニケーション機器の導入)

聴覚障害4級 技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 120 人数 67

配慮·改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	67
建物の改善	2			
駐車施設の改善	1	1.5%	専用駐車場の確保	1
休憩・休養室等の改善	1	1.5%	ファックスの設置	1
作業の改善	4			
作業工程の改善	1	1.5%	物の置場所が目でわかるよう、文字表示する。	1
安全設備の改善	1	1.5%	異常警報用のパトライトを設置	1
就労機器(製造部門機器)の改善	1	1.5%	パトライトの設置	1
コミュニケーション機器の導入	1	1.5%	ファックスの設置。	1
その他の労働環境への配慮	38			
勤務時間	3	4.5%	労働時間短縮、残業の規制	2
	*		フレックスタイム制	1
通勤への配慮	12	19.4%	通勤用送迎バスを使用	7
世動。ヘウロに思	13	13.7/0	自家用自動車通勤を許可	4
			雨天の場合の車による送迎	1
			事故防止活動の実施(安全運転講習会、安全運転の目標管理等)	1
住宅への配慮	6	9.0%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	4
E C VIONE	_		会社取引先不動産業者への紹介及び財形貯蓄加入の紹介	1
			寮にパトライトやファックスを設置した。	1
家族との連携	16	23.9%	出勤状況、勤務態度に変化があった場合、家族と連絡をとる。	4
			電話による緊急時等の連絡態勢	4
			会社の行事に家族を招待	2
			定期的に就労状況の報告等を行う	2
			個人面談の実施(年1回)	1
			社内報等の配付	1
			生活相談員が連絡をとっている。	1
			文化祭見学、夏祭り参加	1
相談員、カウンセラーの配置	11	16.4%	障害者職場生活相談員の選任、配置	5
			上司、事務長などが適宜相談を受ける	4
			産業医、保健婦等による健康相談の実施	2
健康管理への配慮	5	7.5%	年2回定期健康診断・人間ドック・早期受診・検診の実施	5
労働条件への配慮	8	11.9%	労働時間短縮、残業の規制_	3
			障害が影響しない業務に配属	3
			交替勤務の職場へは配置しないようにしている 作業環境測定の定期的実施	1
コミュニケーションへの配慮	33	49.3%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	22

			健常者との対話、交流の促進	2
職場介助者等作業補助者の配置	4	6.0%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう 特定の社員を作業指導員として配置	3 1
管理職及び職員の教育、啓蒙	15	22.4%	ミーティング等で、障害者理解を促進 管理者研修会の中に障害者に関する教育を盛り込む 人権研修や障害者懇談会への参加 社内で勉強会を行う 障害の内容を配慮した作業現場への配置と仲間の思いやりを 啓発 障害者に関する刊行物、パンフレットの購読 職長等に対し社長自ら雇用管理についての方針を指示 地域の福祉活動に参加	3 2 2 1 1 1 1
障害者への教育・訓練	16	23.9%	OJTを基本にした職場教育 マンツーマンによる基礎訓練 先輩や上司が実務指導。 パソコン教室等、一般教養講座の実施 安全衛生教育の実施 導入時、指導担当者を増員 入社時、教育担当者が作業内容の指導教育および注意	4 2 2 1 1 1

【聴覚 6級 総括表】

聴覚障害6級

事務的職業の場合 (人数46人)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	28	61%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	14	30%
2 管理職及び職員の教育、啓蒙	12	26%	(障害者の雇用管理に対する積極対応を啓蒙等)		
3 障害者への教育・訓練	12	26%	OJTを基本にした職場教育	4	9%
4 相談員、カウンセラーの配置	10	22%	障害者職場生活相談員の選任、配置	7	15%
5 労働条件への配慮	8	17%	労働時間短縮、残業の規制	5	11%
			障害が影響しない業務に配属	3	7%
6 勤務時間	5	11%	フレックスタイム制	3	7%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容・

エレベーターに音声機器を設置(安全設備の改善)

非常時警告ランプの設置及び難聴者用電話の導入(計画中) (安全設備の改善)

音声拡大装置付きの電話を設置(その他補完機器の導入)

聴覚障害6級 事務的職業

件数 79 人数 46

配慮·改善事項	件	頻度(%)		46
建物の改善	4			
室内出入口の改善	1	2.2%	工場内にグリーンベルトを設置	1
駐車施設の改善	1	2.2%	通勤用駐車場を勤務先の近くに確保	1
避難施設の改善	2	4.3%	非常口、消火栓、火災警報機等の設置 非常ロサインの設置	1 1
作業の改善	6			
作業工程の改善	1	2.2%	電話関係の仕事は他の人がカバーする	1
安全設備の改善	2	4.3%	エレベーターに音声機器を設置 非常時警告ランプの設置及び難聴者用電話の導入(計画中)	1 1
新規に職域を拡大	1	2.2%	パソコンを用いた業務(単独で出来るため聴覚障害者には有効)	1
その他補完機器の導入	2	4.3%	音声拡大装置付きの電話	2
その他の労働環境への配慮	69			
勤務時間	5	10.9%	フレックスタイム制 超勤・休日出勤を極力減らしている 終業時間を考慮	3 1 1
通勤への配慮	3	6.5%	自家用自動車通勤を認可 通勤用送迎バスを使用 通勤手当の支給	1 1 1
住宅への配慮	1	2.2%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	1
家族との連携	2	4.3%	会社の行事に家族を招待 電話による連絡	1
相談員、カウンセラーの配置	10	21.7%	障害者職場生活相談員の選任、配置 上司、事務長などが適宜相談を受ける 手話習得者によるインフォーマルなコミュニケーションの実施 保健婦の巡回	7 1 1 1
健康管理への配慮	2	4.3%	勤務時間内通院の承認 人間ドックの実施	1
労働条件への配慮	8	17.4%	労働時間短縮、残業の規制 障害が影響しない業務に配属	5 3
コミュニケーションへの配慮	19	60.9%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 上司、同僚がコミュニケーションの円滑化を図る 上司との面接を実施 上司や同僚が手話を習得 当人の事情をよく説明し職場内コミュニケーションを推進する	14 1 1 1

			本人から自由な意見を聴取し作業環境改善の参考にする	1
管理職及び職員の教育、啓蒙	10	26.1%	障害者の雇用管理全般について特性に配意した積極的対応を 啓蒙	2
			『社会貢献室』を設置し、全社規模で啓発活動を行う	1
			ミーティング等で、障害者理解を促進	1
			委員会を設置し職場ぐるみで環境改善を行う	1
			業務負荷、業務分担への配慮と合せ実務教育の実施要請	1
			系列部門所属長に対して適時啓蒙活動	1
			健常者と差別せず、すべて同等に扱うという基本姿勢の徹底	1
			職長などが雇用管理方針や指導方針について訓示	1
			人権研修や障害者懇談会への参加	1
障害者への教育・訓練	9	26.1%	OJTを基本にした職場教育	4
			コンピュータ処理の社内講習を受けさせる	1
			マニュアルを用いた教育訓練の実施	1
			個別に軽易な仕事より段階的に教育	1
			先輩や上司がマンツーマンで実務指導	1
			導入教育の実施	1

【聴覚 6級 総括表】

聴覚障害6級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合

(人数141人)

配慮·改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	76	54%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	54	38%
2 障害者への教育・訓練	29	21%	先輩や上司が実務指導	13	9%
3 管理職及び職員の教育、啓蒙	24	17%	(ミーティング等で障害者理解を促進等)		
4 家族との連携	23	16%	ファックスや電話による連絡	15	11%
5 相談員、カウンセラーの配置	23	16%	上司、事務長などが適宜相談を受ける	12	9%
			障害者職場生活相談員の選任、配置	11	8%
6 通勤への配慮	16	11%	通勤用送迎バスを使用	8	6%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

パトライト設置 (コミュニケーション機器の導入)ファックスの設置 (コミュニケーション機器の導入)

黒板をつり下げ筆談が出来るように配慮 (コミュニケーション機器の導入)

職場と家庭との連絡を密にするため職場事務所にファックスを設置(コミュニケーション機器の導入)

連絡用(呼出し)パイロットランプの設置(建物に関する他の改善)

各種機器の作動確認や異常発生をランプで標示(就労機器(製造部門機器)の改善)

聴覚障害6級 技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 221 人数 141

配慮·改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	9			
駐車施設の改善	2	1.4%	専用駐車場の確保	2
廊下・通路の改善	5	3.5%	安全通路の設置	2
M 1	·	0.070	職場内の通路を目視し易いようにした(白線による標示等)	2
			各事務所、トイレ等の表示をわかりやすくした。	1
避難施設の改善	1	0.7%	避難経路図を掲示し、避難出口に誘導灯を設置した。	1
	•			-
建物に関する他の改善	1	0.7%	連絡用(呼出し)パイロットランプの設置	1
作業の改善	9		NOT I WAS A SECOND OF THE SECO	
作業工程の改善	1	0.7%	単独作業の回避	1
安全設備の改善	3	2.1%	パトライトの設置	2
			労災事故が発生しないように作業位置を変えた。	1
就労機器(製造部門機器)の改善	1	0.7%	機器の作動状態やトラブル発生をランプ表示にした	1
コミュニケーション機器の導入	4	2.8%	パトライト設置	1
コニューケーション一及品の子八			ファックスの設置。	1
			黒板をつり下げ筆談が出来るようにする	1
			職場と家庭との連絡を密にするため職場事務所にファックスを 設置	1
その他の労働環境への配慮	231			
勤務時間	1	0.7%	交替勤務に就かせる場合は、本人の意見を充分聞く	1
通勤への配慮	16	11.3%	通勤用送迎バスを使用	8
			通勤手当の支給	4
			交通安全指導の実施	1
			作業現場が散在しているが、通勤時間の最も短かい所を優先	1
			指定。	1
			自家用自動車通勤を許可 職場に近い駐車場を確保	1
			明・物に近い。近半・物で唯体	•
住宅への配慮	4	2.8%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	4
家族との連携	23	16.3%	ファックスや電話による連絡	15
			会社の行事に家族を招待	2
			連絡網の整備	2
			家族の職場見学会の実施	1
			家庭訪問の実施	1
			社内報等の配付	1
			年1度の家族会の実施	1
相談員、カウンセラーの配置	23	16.3%	上司、事務長などが適宜相談を受ける	12
			障害者職場生活相談員の選任、配置	11

健康管理への配慮	12	8.5%	年2回定期健康診断・人間ドック・早期受診・検診の実施 看護婦常駐、産業医が週一回職場をの巡回	11 1
労働条件への配慮	12	9.2%	障害が影響しない業務に配属 労働時間短縮、残業の規制 担当者を指定し作業を補助 各班長により、無理のないよう仕事に配慮している 軽作業場への配置 作業環境面の配慮	4 3 2 1 1
コミュニケーションへの配慮	76	53.9%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 必要情報の書面による回覧 2~3人のブラザーマザーを設け話しやすいようにしている	54 3 1
職場介助者等作業補助者の配置	10	7.1%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう 専任指導員を配置	9 1
管理職及び職員の教育、啓蒙	24	17.0%	ミーティング等で、障害者理解を促進 職長などが会社の雇用管理方針や指導方針について訓示 各種講習会、セミナーへの参加 障害者職生活相談員資格認定講習の受講 人権研修や障害者懇談会への参加 「劣等感」「不安」「疎外感」を持たせないあたたかい職場作り 管理職が手話を習得 指示内容が正確に伝わるよう説明の方法等に配慮するように 指示 社内で勉強会を行う(ビデオ、小冊子の利用) 障害内容を理解させ、具体的指導方法や接し方を指導してい る 本人の適性を良く考えて、仕事の配分をするように指示	6 5 2 2 2 1 1 1 1
障害者への教育・訓練	29	20.6%	先輩や上司が実務指導。 OJTを基本にした職場教育 安全衛生教育の実施 採用時導入教育の実施 書面や口頭の説明だけでなく、職場で「やってみせ」「やらせる」 障害による負担がないように配慮しながら他の人と同様に行う。 反復指導の実施 部外講習会参加 社内研修会参加	13 6 2 2 1 1